

役員等の費用の弁償に関する規程

社会福祉法人 慈覚大師会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 慈覚大師会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この法人が定款で定めた理事会、評議員会、監事による監査を実施した場合の旅費は、別表のとおりとする。

2 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(公 表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

